

大和市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第11号

大和市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和39年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

- (7) 定期券の価額により通勤手当の支給を受ける職員が条例第6条第1項本文に規定する最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合で、当該職員が通勤のために保有する定期券の区間と重複する路程があるときは、当該重複する路程に係る旅費を減額する。ただし、任命権者が当該重複する路程に係る旅費を支給することが適当であると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。